

被害に遭った人を狙う手口に注意

生活* パイロツト

アイネスには、過去に投資話等の被害に遭



った消費者を狙い、「被害回復」をうたって再

【事例】数力月前、電話勧誘で、高い配当がある社債を購入して、600万円振り込んだ。業者から届いた社債券は500万円し

かなかったため、業者に苦情を伝えると突然、連絡が取れなくなった。その後、別の業者から「過去の社債の被害を救済している。新たに別の社債を300万円購入してくれば、その社債の全額を後日、買い戻すし、以前の被害金額も取り戻

「お金取り戻せる」と勧誘

「高い配当がある」と頻りに電話勧誘があったので、300万円振り込んだところ、その業者と連絡が取れなくなった。

【アドバイス】実際に被害額が戻ってきた事例はありませんが、「被害金を取り戻せる」と持ち掛けることは通常考えられず、信じないようにしましょう。

▼業者は、あの手この手で消費者を感懐せ、新しい契約を迫ります。業者の説明をうのみにせず、強引な勧誘があっても、「いりません」「必要ありません」とはっきり断りましょう。「必ずもう

▼トラブルが生じた場合は、できるだけ早く、近くの市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、097・534・0999消費生活相談電話